

海賊版サイトブロッキング

石田慶樹

経緯(1/4)

2018年2月16日

- 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第3回）
「インターネット上の海賊版対策に関する論点整理」（議事録非公開）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/contents/dai3/gijisidai.html

2018年3月19日

- 菅官房長官が会見 マンガやアニメなどの海賊版サイトに対して
「サイトブロッキングを含めて、現在あらゆる方策の可能性を検討している」とコメント

2018年4月6日

- メディアによる報道
「政府が悪質な3海賊版サイトについて、一時的な緊急避難としてISPへの要請を検討中」

2018年4月11日前後

- NTT、KDDI、Softbankの3社に対して、ブロッキングに関する事前の説明（総務省）
- 大手ISP4社に対する説明（総務省）

経緯(2/4)

2018年4月13日

- 「知的財産戦略本部会合・犯罪対策閣僚会議」を開催
「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」を決定
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai29/29gijisidai.html>

- 内閣官房長官会見

2018年4月21日

- 「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム」
一般財団法人情報法制研究所
<https://www.jilis.org/events/2018/2018-04-22.html>

2018年4月23日

- NTTとNTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTぷららは海賊版サイトへの接続遮断（ブロッキング）を実施する方針を発表
<http://www.ntt.co.jp/news2018/1804/180423a.html>

2018年4月26日

- 中澤佑一弁護士がNTTコミュニケーションズを提訴：「海賊版サイト」ブロッキング差し止め裁判

経緯(3/4)

2018年6月3日

- 「著作権侵害サイト対策検討における論点整理」
一般財団法人情報法制研究所情報法制研究タスクフォース
<https://www.jilis.org/proposal/data/2018-06-03.pdf>

2018年6月21日

- 「海賊版サイト」ブロッキング差し止め裁判第1回口頭弁論

2018年6月22日

- インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第1回)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai1/gijisidai.html

2018年6月22日

- 海賊版サイト対策に関する討論会(niconicoと一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会の共催) <http://live.nicovideo.jp/gate/lv313681156>

2018年6月26日

- インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第2回)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai2/gijisidai.html

経緯(4/4)

2018年7月13日

■ JANOG42

イマココ

2018年7月18日

■ インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第3回)

2018年7月25日

■ インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)(第4回)

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策(2018/4/13)

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）	
平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議	
1. 背景	▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。
2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理	▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、 <u>緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。</u> （※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）
3. ブロッキング対象ドメインについて	▶ 当面の対応としては、 <u>法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。</u> ▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。
4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性	▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、 <u>学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。</u>
（注）上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。	

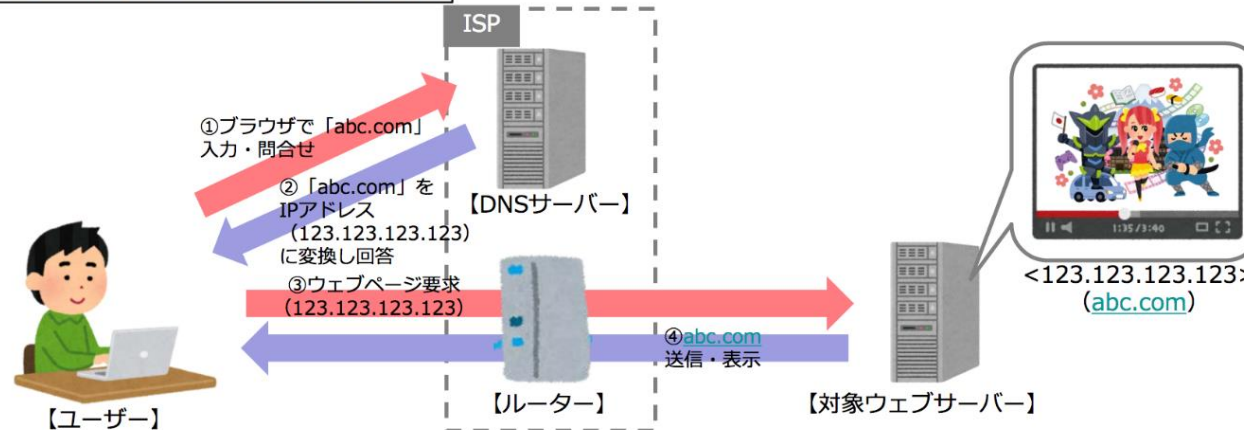
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/180413/kaizokuban_2.pdf

サイトブロッキングとは

(参考) サイトブロッキングの概要

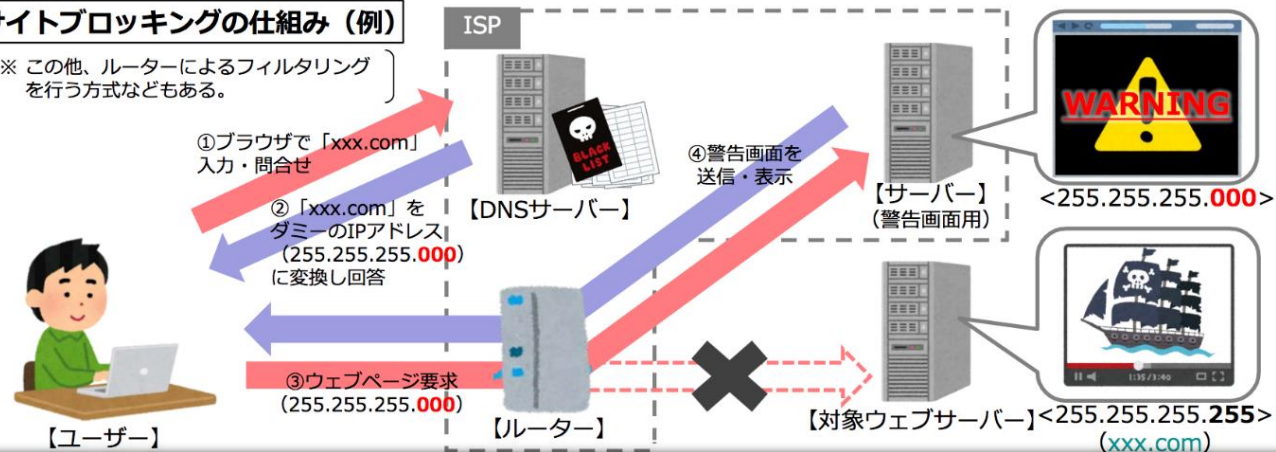
サイトブロッキングとは…インターネット利用者がインターネット上のサイトやコンテンツにアクセスしようとする際、インターネットサービスプロバイダ（ISP）等が閲覧を強制的に遮断する措置。

インターネットの流れ（非ブロック時）



サイトブロッキングの仕組み（例）

※ この他、ルーターによるフィルタリングを行う方式などもある。



なぜ大騒ぎになっているのか？

- ◆憲法に規定されている「通信の秘密」の侵害を招きかねない「サイトブロッキング」の実施を、必要十分な手続きを経ずに決定したことによる！

ブロッキング容認派

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

➤ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとしても、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

◆法的にも問題ないし、被害額も大きく海賊版サイトブロッキングはやむなし

ブロッキング反対派

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

➤ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとしても、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

◆ 緊急避難の要件を満たしていないのでは？

■ 「～満たす場合には」

緊急避難の条件を満たすとは言っていない。

■ ～ものと考えられる

阻却されると断定はしていない。

◆ 通信の秘密や通信の自由を侵害し、検閲にも該当しうる 重大な措置で法的に大きな問題

事業者(ISP)から見たブロッキングの課題

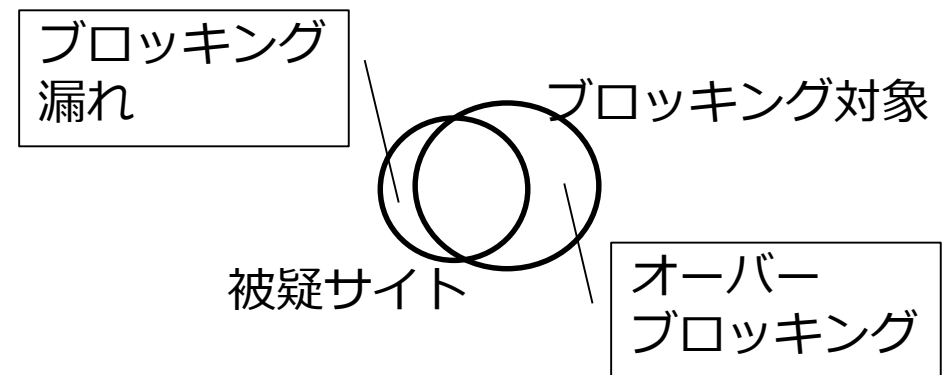
◆ISPの運用に関わる課題

■ブロッキング対象

- オーバーブロッキング
- ブロッキング漏れ

■ブロッキングリストの更新

■ブロッキングした際のユーザケア 通知／カスタマ対応



ブロッキングの問題点

◆通信の秘密の侵害

- エンドユーザが接続しようとするサイトへのDNSの問い合わせが「すべて」知得される

◆インターネットの完全性の蹂躪

- インターネットの仲介者によって「否応なく」情報のブロックもしくは書き換えが行われる

保護されるものと、喪失するものの、バランス

